

基本構想

第1章 総合計画の概要

1 総合計画策定の趣旨

本市は、平成22（2010）年度に第4次滑川市総合計画を策定し、まちの将来像として掲げた「ひと・まち・産業が元気なまち 滑川」の実現に向けて、総合的かつ計画的に取り組んできました。

この間、東日本大震災をはじめとする大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症等への対応、少子高齢化の一層の進展に起因する社会構造の変化や新たな行政課題の発生など、まちづくりを取り巻く状況も大きく変化しています。

こうした中、平成23（2011）年8月に施行された地方自治法の改正により、基本構想の策定義務がなくなり、策定の要否は市町村の判断に委ねられることとなりましたが、本市においては基本構想や基本計画は、市政運営の目標を明らかにし、その目標を達成するための施策を位置づける最上位計画であるという考えのもと、引き続き総合計画を策定することといたしました。

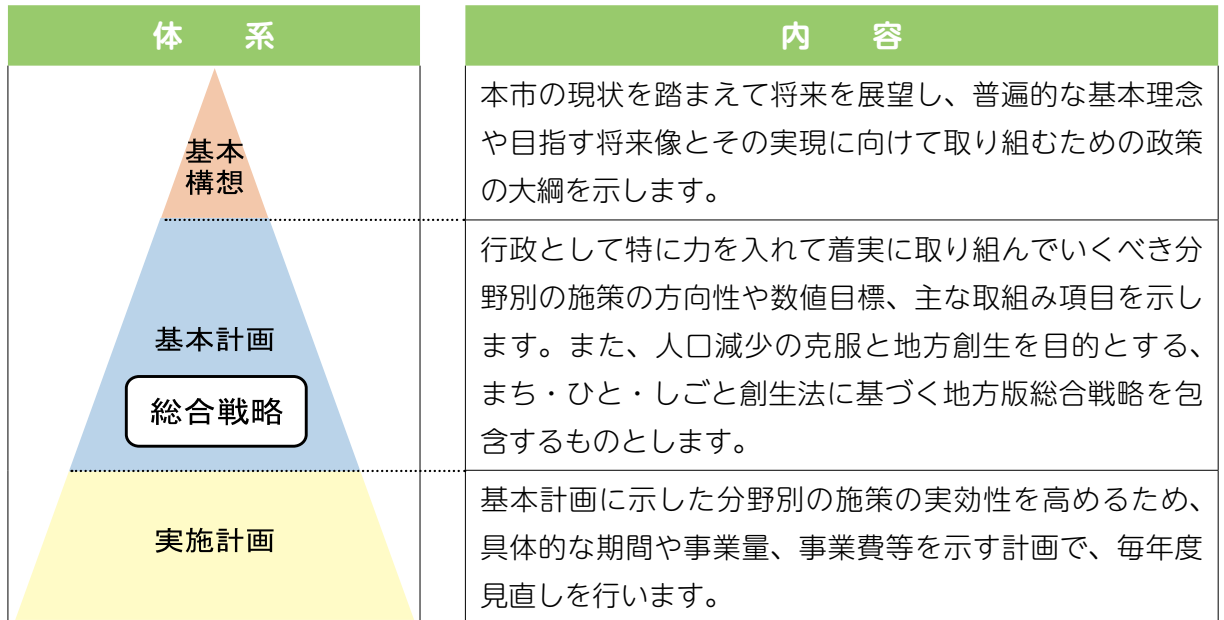
第5次滑川市総合計画においては、これまでの取組みをさらに進めるとともに、新しい時代に対応した目標を、市民をはじめとした関係者と共有し、戦略的かつ実効性の高い施策を推し進めるための指針として策定します。



2 総合計画の構成と期間

(1) 構成

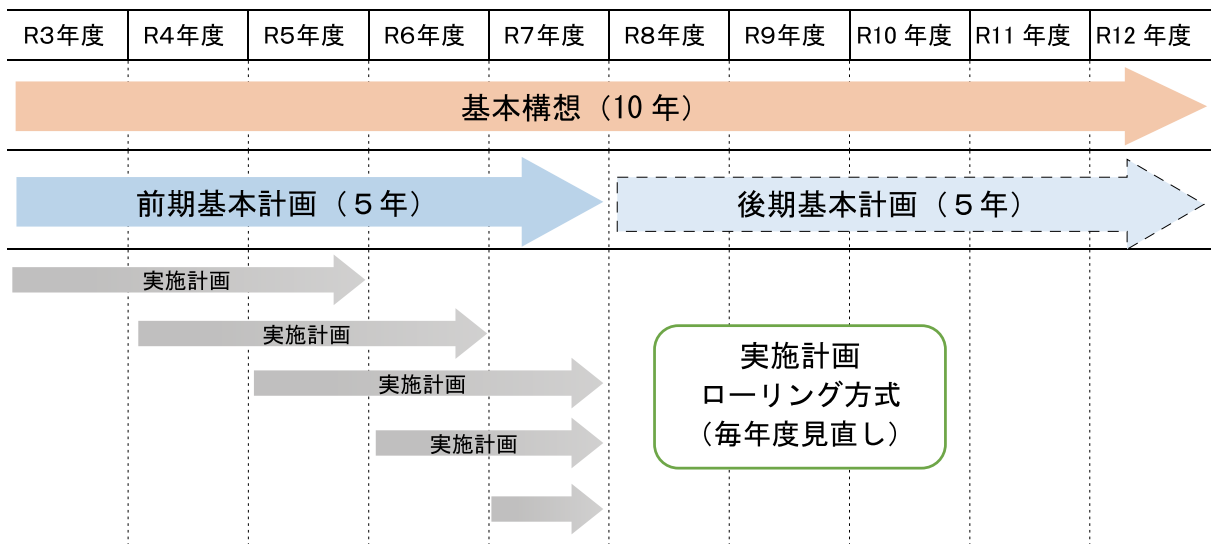
計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造とします。



分野別個別計画…総合計画のもと、各分野の施策を推進するため必要に応じて計画を策定します。

(2) 計画期間

基本構想の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。基本計画の計画期間は、社会経済情勢の変化等に対応できるように、前期・後期に分割し、それぞれ5年間とします。実施計画の計画期間は短期間とし、計画の進捗管理を踏まえて毎年度見直しを行います。



第2章 滑川市をとりまく現況

1 社会の潮流

(1) 少子高齢化社会の進展と地域コミュニティの希薄化

日本の総人口は、平成 20（2008）年をピークに減少局面に突入し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和 35（2053）年には、総人口が 1 億人を下回ると予想されており、いわゆる団塊の世代の全てが 75 歳以上を迎える「2025 年問題」が提示されるなど、医療・介護など社会保障費の増大が大きな課題となっています。

また、少子高齢化や核家族化は、担い手の減少や価値観の多様化による地域コミュニティの希薄化を招いており、新たな転入者などと協調して地域を活性化する取組みが求められています。

(2) 人生 100 年時代の到来と誰もが活躍できる社会の実現

医療技術のさらなる発展による「人生 100 年時代」の到来を見据え、年齢や性別、障がいの有無、国籍に関わらず、誰もが自らのライフスタイルに応じ、健やかで生涯活躍できる社会の実現が求められています。健康寿命の延伸に向けた食育・健康づくりや生きがいづくり、就労支援等の取組みの推進とともに、住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、地域の特性に応じた住まい、医療、介護・介護予防及び自立した日常生活の支援を包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要になっています。

(3) 低炭素・循環型・自然共生に向けた取組み

国では、今世紀後半のできるだけ早期に温室効果ガスを排出しない低炭素社会を目指すことを宣言し、技術革新による「環境と成長の好循環」の推進に取り組むとともに、循環型社会の形成、生物多様性に支えられた「自然共生社会」の形成に向けたそれぞれの取組みが統合的に達成された社会の実現を目指しています。

これら低炭素・循環型・自然共生社会の形成には、市民一人一人の日常生活や企業活動が深く関わるものであり、身近なかけがえのない環境を将来の世代に引き継ぐため、行政・市民・事業者がそれぞれの立場から連携して取り組むことが求められています。

(4) 安全・安心な環境づくりの重要性

近年、全国的には大規模な自然災害の発生が相次いでおり、毎年のように甚大な被害が生じています。防災意識の啓発や地域コミュニティによる助け合いに加え、災害発生時においても、被害の最小化や迅速な社会機能の復旧を図るため、平時からの備えを行う国土強靱化の取組みが重要になっています。さらには、新型コロナウイルスをはじめとする新しい感染症の発生など、これまで経験したことのない危機にも的確に対応していくことが求められています。

また、暮らしの中では、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを使用した犯罪、悪質な運転による交通事故などが問題となっています。

(5) グローバル化の進展

グローバル化の進展によりヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えて容易に行き来する社会に移行しています。地方においても経済発展の側面から、輸出やインバウンド（訪日外国人観光客）、在留外国人への積極的な対応が必要となっているほか、教育・文化面での国際交流活動の活性化やグローバル人材の育成も重要な課題となっています。

(6) 地方創生への取組み

国では、地方が成長する力を取り戻し、地域の所得を向上させることで人口の東京一極集中を是正し、急速に進む人口減少を克服すること目指し、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組みを進めてきましたが、東京への一極集中の流れは、以前にも増して加速しています。

こうした現状に対応するため、国では、令和元（2019）年に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を改訂するとともに、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しさらなる地方創生を推進していますが、地方においても国の動きに呼応した地方創生の取組みが求められています。

(7) 技術革新の進展

国では、ICT（情報通信技術）の発展により、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）などの新たな技術やビッグデータを活用した産業のイノベーションをあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる社会「Society5.0」の実現を目指しています。

人口減少の進行や行政課題の多様化が予想される中、ICTを効果的に活用し、将来的により少ない職員で効果的・効率的な行政運営を行うスマート自治体の構築に向けた取組みが必要となっています。

(8) 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた動き

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、令和12（2030）年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17のゴール、169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。SDGsは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰一人取り残さない」社会を作っていくことが重要となっています。

国では「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」、「健康・長寿の達成」、8つの優先課題を掲げており、地方自治体にも積極的な推進が求められています。

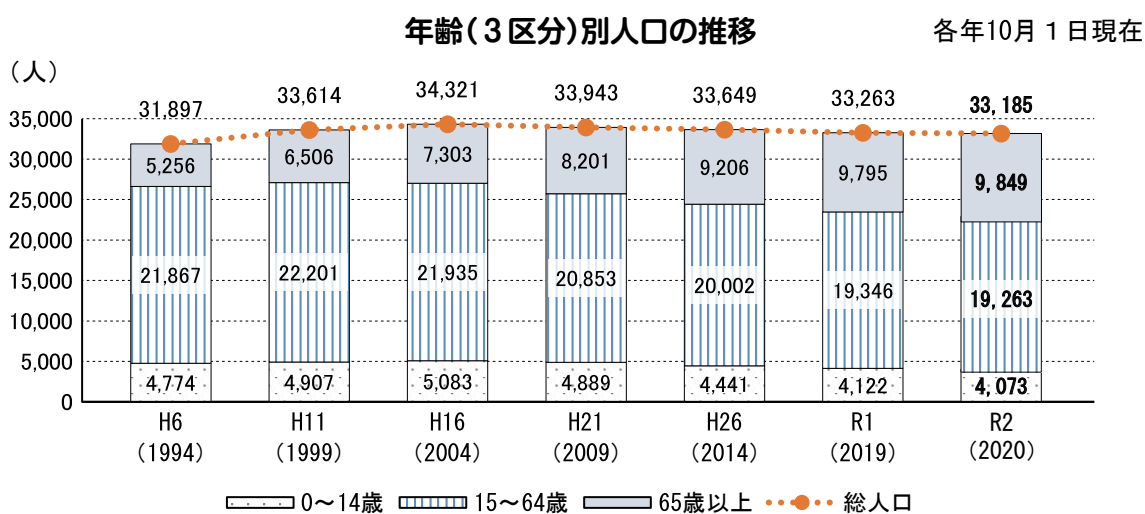
2 滑川市の現況

(1) 人口動態

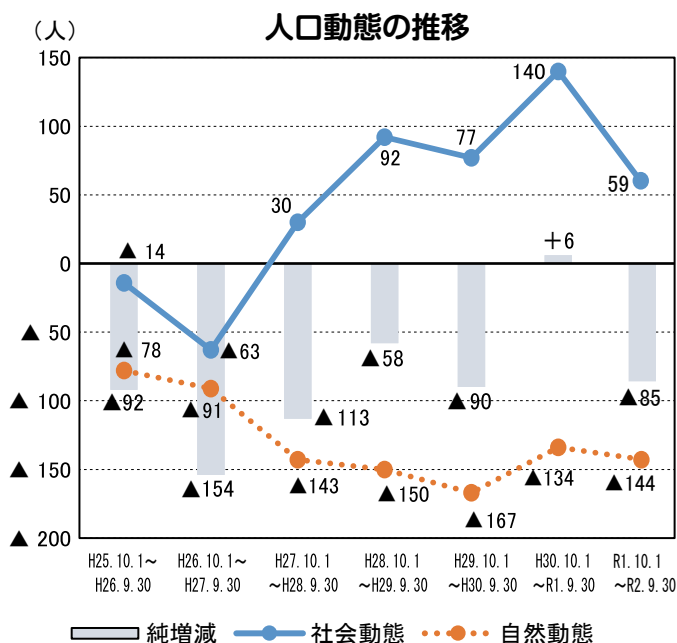
本市の住民基本台帳人口は、平成16（2004）年をピークに、以後、全国的な少子高齢化の影響を受け、緩やかな減少を続け、令和2（2020）年10月現在で、33,185人となっています。

一方、近年では、「子ども第一主義」に基づく第2子以降の保育料完全無料化や、子ども医療費助成などの子育て支援施策の成果もあり、人口の社会動態（転入－転出）は、5年連続プラスで推移しているほか、合計特殊出生率も回復傾向にあります。

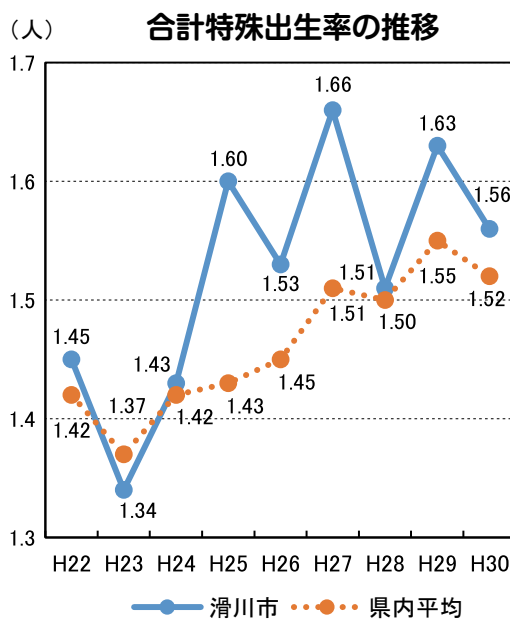
しかしながら、長期的には自然減によるさらなる人口減少や、少子高齢化の進展が想定されていることから、社会構造の変化に適応した自治体運営が必要となっています。



資料：住民基本台帳（平成26年以降は外国人を含む）



資料：富山県人口移動調査

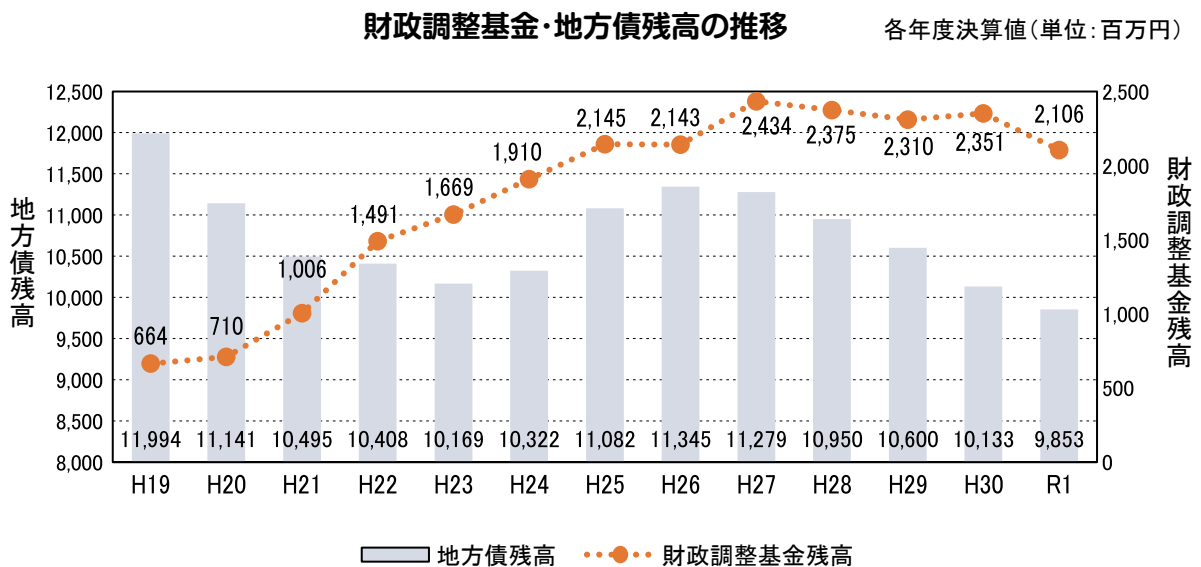
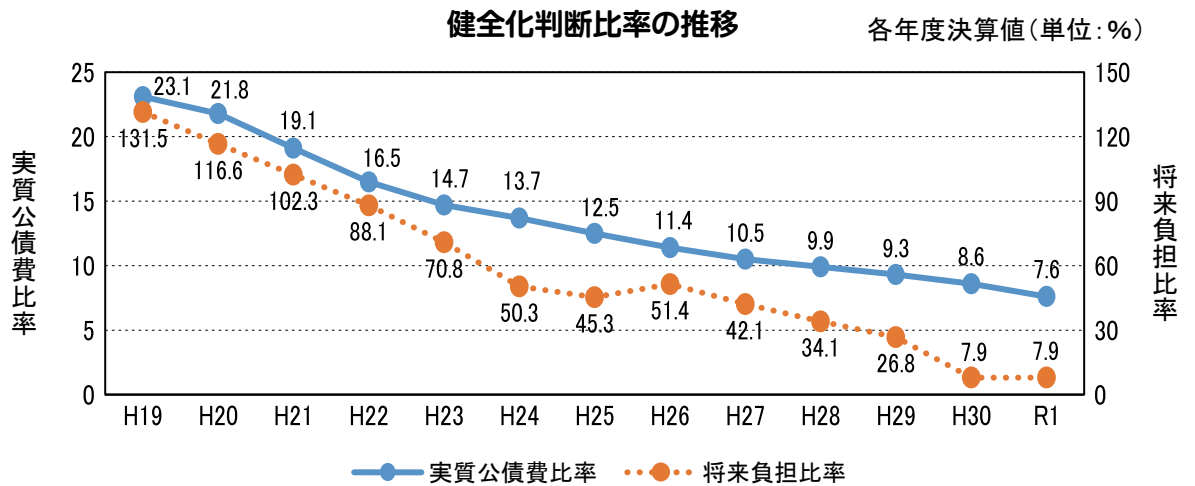


資料：富山県人口動態統計

(2) 財政状況

本市では、平成19(2007)年度決算で実質公債費比率が早期健全化基準(25%)に近い23.1%となったことを契機に、平成23(2011)年に「滑川市健全な財政に関する条例」を制定し、中期財政計画に基づく計画的な財政運営のもと、徹底した歳出の抑制に取り組むとともに、「子どもにツケをまわさない」を基本に、地方債残高の削減に取り組んできました。こうした不断の努力の成果により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率が7.6%、将来負担比率が7.9%と改善しています。

しかしながら、今後は、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少が見込まれ、地方交付税の先行きも不透明な中、社会保障費の増大への対応や既存公共施設の維持管理などを行っていく必要があることから、引き続き厳しい財政運営が続くものと想定されます。



3 市民アンケート結果

新しい総合計画の策定に当たり、市内の18歳以上の方2,500人を対象に、令和2年1月にアンケートを実施しました。回答988人（回答率39.5%）

（参考）前回（平成21年度）調査：市民3,000人対象 回答率40.0%

(1) 定住意向

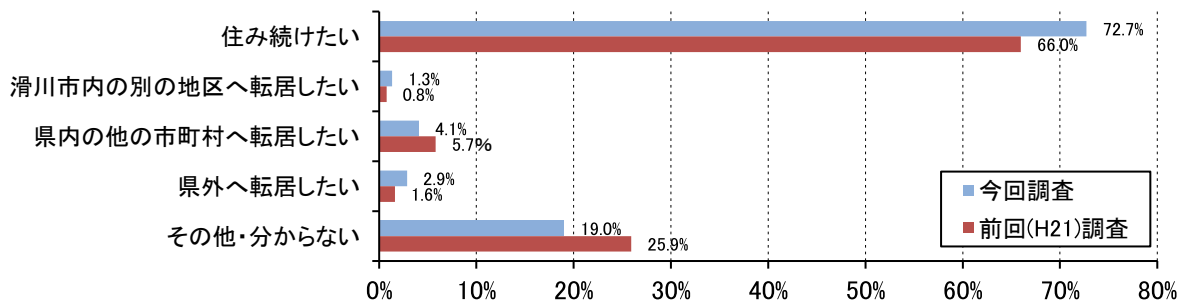
○全体の傾向

全体では、72.7%（市内での転居希望を含むと74.0%）が滑川市に「住み続けたい」と回答しており、前回調査より定住意向は6.7%（同7.2%）上昇しています。

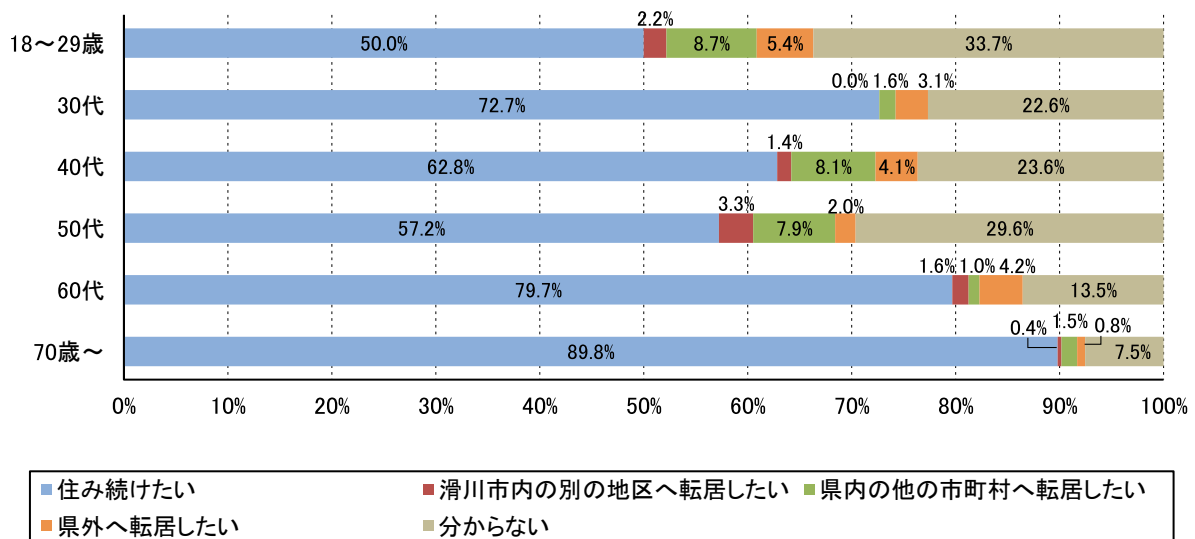
○年代別傾向

前回の調査では、滑川市に「住み続けたい」の回答は20代で35.6%でしたが、今回は18～29歳で50.0%（20代は51.3%）となっており、若年層の地元での定住意向は上昇しています。また30代の居住意向は72.7%と高い一方、40代、50代と世代が上がるにつれ、定住意向は低くなっています。60代以降は再び高い定住意向が見られます。

定住意向（全体）



定住意向（年代別）



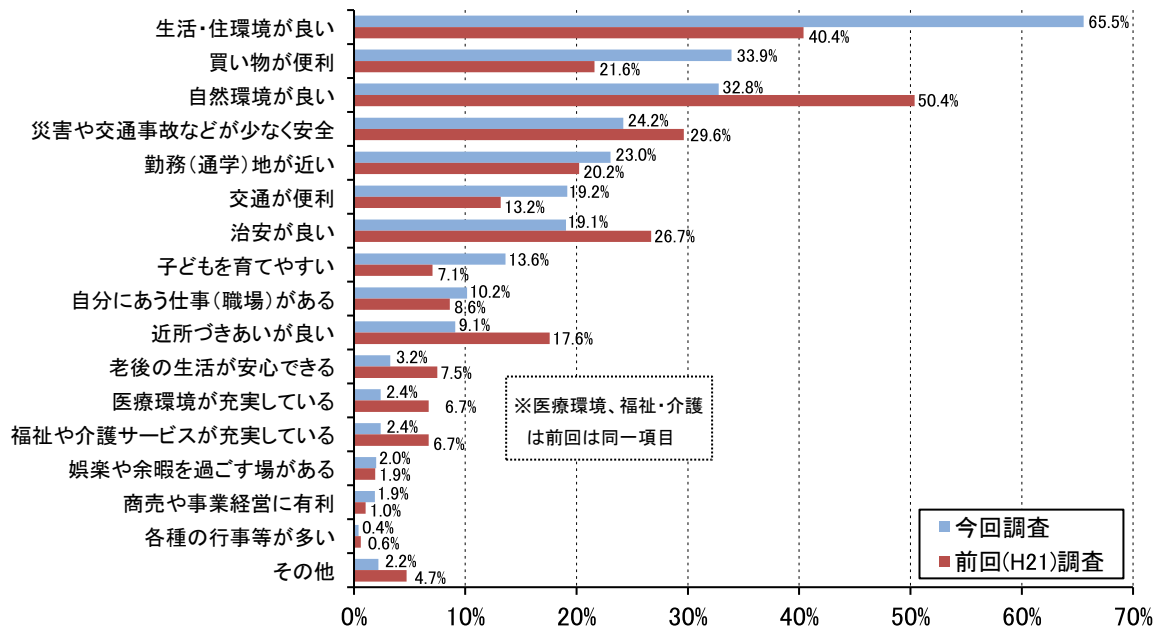
(2) 住みやすい点・住みにくい点（※ それぞれ3つまで選択）

○全体の傾向

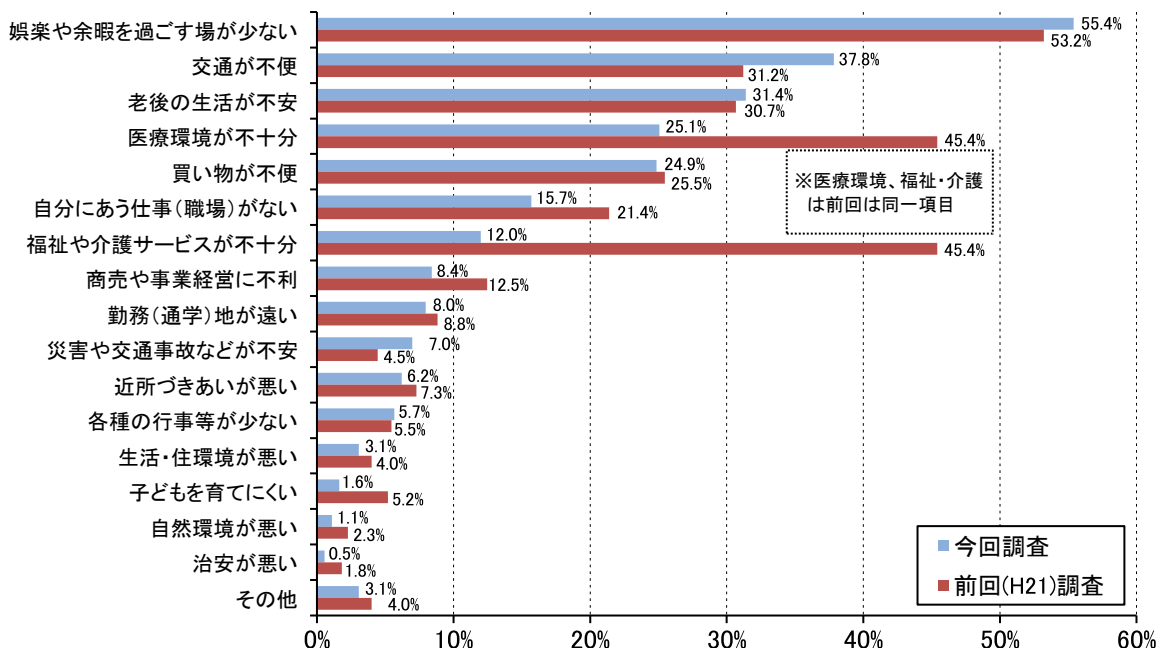
住みやすい点のトップ3は①「生活・住環境」、②「買い物の利便性」、③「自然環境」となっています。「生活・住環境」、「買い物」は、前回から大きく伸びています。

住みにくい点のトップ3は、①「娯楽や余暇を過ごす場所が少ない」、②「交通が不便」、③「老後の生活が不安」となっており、いずれも前回より住みにくいという評価が高くなっています。

住みやすい点



住みにくい点



○年代別傾向

年代別では、住みやすい点として「生活・住環境」が、全世代で最も評価されており、「買い物」の利便性や「自然環境」も、幅広い世代から支持されています。また、「子育て環境」は、第2子以降の保育料無料化をはじめとする子育て支援施策の成果もあり、子育て世代を中心に、前回から大幅に評価を上げたものと考えられます。

住みにくい点としては、「娯楽や余暇を過ごす場が少ない」は、70歳以上を除く全ての世代において最も評価が低くなっています。一方、70歳以上では、半数が「老後の生活が不安」と評価しており、50代以降で大幅に老後の生活への不安が大きくなっています。

住みやすい点

	18～29歳		30代		40代		50代		60代		70歳～	
1位	生活・住環境	64.0%	生活・住環境	73.6%	生活・住環境	72.4%	生活・住環境	59.1%	生活・住環境	63.5%	生活・住環境	63.6%
2位	買い物	37.1%	子育て環境	46.4%	勤務地が近い	37.2%	勤務地が近い	32.9%	自然環境	40.7%	買い物	41.1%
3位	自然環境	32.6%	勤務地が近い	36.8%	買い物	33.1%	自然環境	31.5%	安全なまち	34.4%	自然環境	36.0%

住みにくい点

	18～29歳		30代		40代		50代		60代		70歳～	
1位	娯楽・余暇	72.5%	娯楽・余暇	64.0%	娯楽・余暇	61.3%	娯楽・余暇	57.3%	娯楽・余暇	51.4%	老後の生活	50.0%
2位	交通	36.3%	交通	33.6%	医療	28.2%	交通	46.2%	交通	39.9%	娯楽・余暇	42.7%
3位	買い物	30.8%	医療	23.2%	交通	27.5%	老後の生活	29.4%	老後の生活	37.2%	交通	40.1%

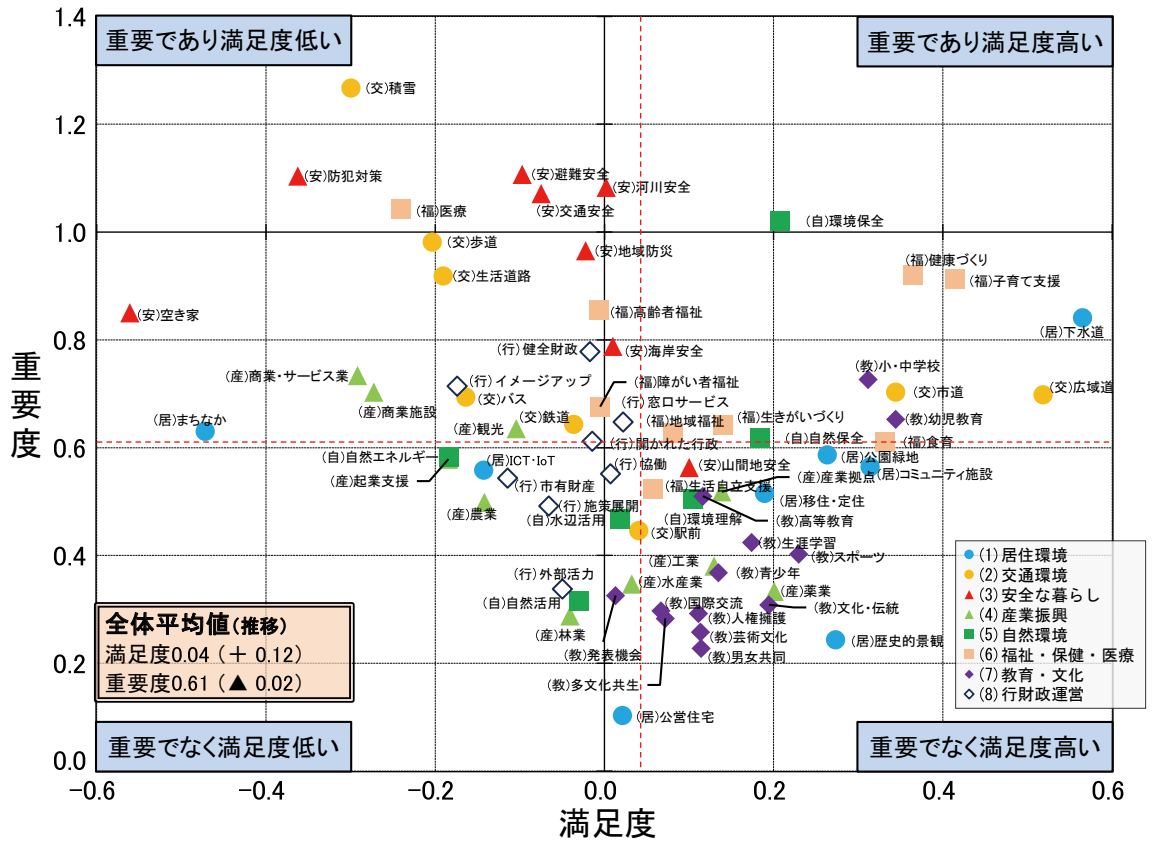
(3) 施策の満足度・重要度

- ◆満足度の平均値は前回より高くなっています。特に、「子育て支援」と「公園緑地」への満足度が、前回調査から大幅に伸びており、子ども第一主義に基づく子育て支援施策や、スポーツ・健康の森公園をはじめとする公園整備が評価されていると考えられます。
- ◆道路を中心とする「交通環境」分野や「安全な暮らし」分野の施策は、軒並み重要度が上昇しています。前回調査時は、「福祉・保健・医療」分野の重要度が高くなりましたが、福祉施策の推進や、近年の相次ぐ大規模災害の影響を受け、防災や空き家問題などの安全対策、また、それらを根底で支えるインフラ整備に、ニーズがシフトしていることがうかがえます。
- ◆「行財政運営」分野の施策は全て満足度が向上しています。特に、「健全な財政運営」が大きく評価を上げていますが、財政指標等の大幅な改善の成果と考えられます。しかしながら、依然、マイナス評価の項目が多いため、より一層効率的かつ開かれた行財政運営が求められているものと考えられます。

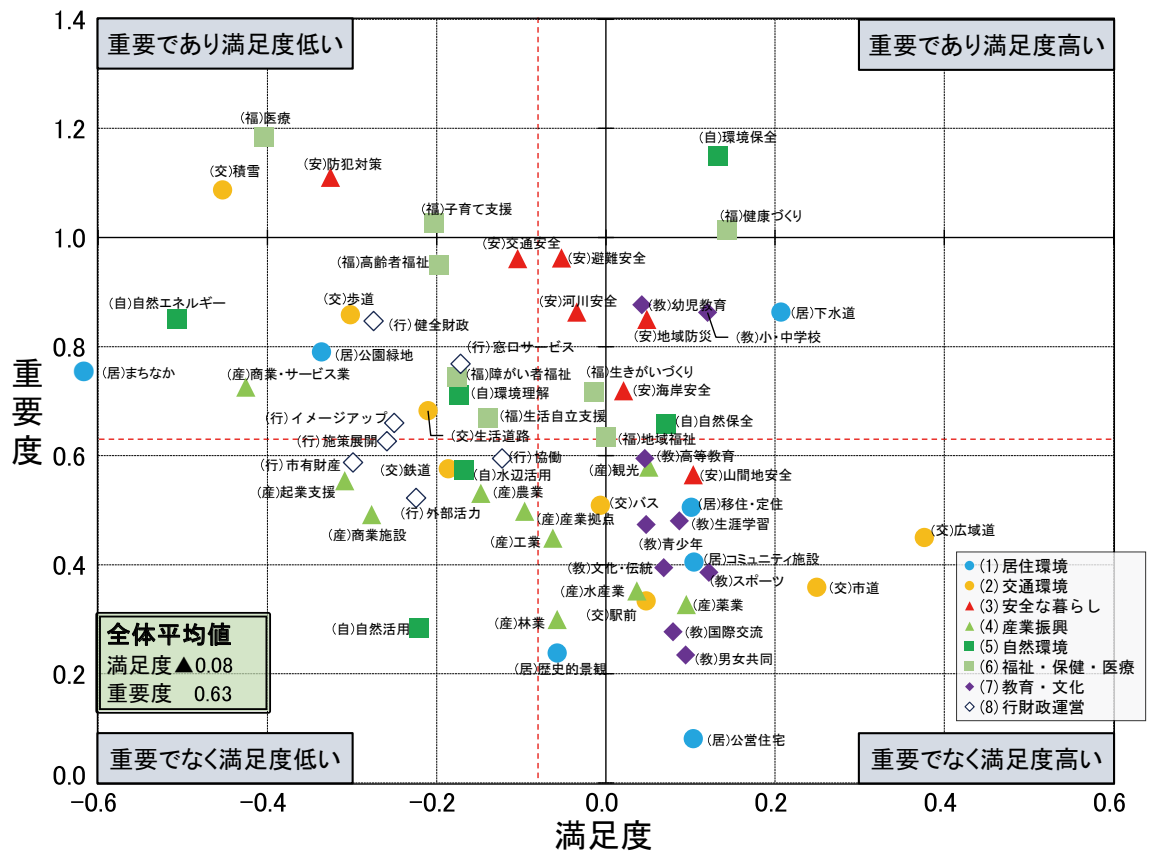
○点数の付け方
 満足度：「満足」 2点、「概ね満足」 1点、「やや不満」 ▲1点、「不満」 ▲2点
 重要度：「重要」 2点、「どちらかといえば重要」 1点、「あまり重要でない」 ▲1点、「重要でない」 ▲2点

【満足度と重要度の相関図】

今回調査



前回 (H21) 調査



第3章 まちづくりの目標

1 まちの将来像と基本理念

ひとやまち、産業の活性化とその好循環の確立による「元気なまち 滑川」を目指した第4次総合計画におけるまちの将来像「ひと・まち・産業が元気なまち 滑川」の考え方は、現在においても大きく揺らぐものではありません。

このため、第5次総合計画においては、第4次総合計画において掲げた将来像を引き継ぎ、社会経済情勢の変化を踏まえ、さらなる「元気なまち 滑川」を目指します。

ひと・まち・産業が元気なまち 滑川

「ひと」が元気なまちづくり

「子ども第一主義」の継続により、未来の滑川を創る子どもたちの健やかな成長が育まれるとともに、若者や高齢者、障がい者、女性など誰もが生きがいを持って生涯元気で活躍できるまちを目指します。

「まち」が元気なまちづくり

豊かな自然環境が守られ、安全で快適な都市環境が整備された「静かで平和なまち」を維持しながら、市民や民間事業者など多様な活動主体と行政が共にまちの魅力を創造し、主体的かつ積極的なまちづくりに取り組むことで、持続的に発展する交流と賑わいのある元気なまちを目指します。

「産業」が元気なまちづくり

「ものづくりのまち 滑川」を支える商工業・薬業や、農林水産業といった多様な産業が調和して発展を遂げ、市民が安心して働くことができる雇用の場が確保されるとともに、海洋深層水やホテルイカをはじめ、自然環境や歴史・文化などの地域固有の資源が効果的に活用され、地域経済が活気に満ちた元気なまちを目指します。

2 政策の大綱

「ひと・まち・産業が元気なまち 滑川」を実現するため、各分野で進めるまちづくりの方向性として、以下の政策大綱に基づき施策を推進します。

～ひとが元気～

政策① 未来を創る子どもを応援するまちづくり

- 1 出生率のさらなる向上を目指し、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない相談支援体制や経済的支援制度、多様な働き方やニーズに合わせて必要なサービスを選択できる体制を確保するとともに、地域や社会全体で子育てを支援し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりを推進します。
- 2 体験的な活動や問題解決力の育成を重視する科学・理数・ものづくり教育を推進し、「ものづくりのまち滑川」の将来を支える人材を育成します。
- 3 ICTを効果的に活用し、他校や海外との交流学习や一人一人に個別最適化された学習環境の構築、教職員の働き方改革などに取り組みます。
- 4 様々な要因により支援を要する子どもを誰一人取り残すことのない学びの体制を確保します。
- 5 家庭と地域、関係機関の連携により家庭教育力の向上を図るとともに、社会全体で子どもを見守り、健全な育ちを支援する体制を整備し、いじめや非行、児童虐待など、子どもを取り巻く様々な課題に対応します。

政策② 学びの楽しさがあふれるまちづくり

- 1 誰もが生涯を通じて、自ら気軽に学び、地域で活躍できるよう、学びの環境の充実を図るとともに、歴史・自然・文化的資源を尊重し、活用を図ることで、郷土への愛着や誇りを育みます。
- 2 幼児期からの運動習慣の啓発に取り組むとともに、世代を問わず市民が生涯を通じて気軽にスポーツに親しめる機会を提供します。
- 3 指導者の資質向上や質の高いトレーニング機会の提供、トレーニング環境の充実を通じ、児童・生徒の競技力の向上を図ります。
- 4 博物館をはじめとする社会教育施設が連携し、世代を問わず市民が気軽に地域の文化芸術に親しめる機会を提供するとともに、伝統文化の保存・継承を促進する取組みを進めます。

政策③ 住み慣れた地域で生き生きと暮らせるまちづくり

- 1 生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活の保障に必要な保護を行うほか、社会的孤立の防止と経済的自立の促進に向けた行政と地域、関係機関の連携による包括的な相談や生活支援を行うなど、生活を守る重層的なセーフティーネットを用意します。
- 2 いくつになっても住み慣れた地域で自分らしい生活が送られるよう、医療・介護・生活支援等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- 3 高齢者の交流を通じた健康づくりや生きがいづくりを支援します。
- 4 障がい者が自立して生き生きとした生活が送れるよう、就労の促進や日常生活の支援に取り組むとともに、障がいへの理解と合理的配慮の啓発を図ります。
- 5 医療的ケアを必要とする子どもとその保護者が安心して地域で生活できるよう、相談支援と受入体制の充実を図ります。
- 6 行政と地域、関係機関の連携により、地域で支え合う意識・体制を構築し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を実現します。
- 7 乳幼児期から高齢期まで、世代を通じた全ての人が健康で安心した生活を送られるよう、生活習慣病対策や、地域や家庭における食育活動の実践・定着、保健事業と介護予防の一体的な実施、感染症対策の強化等による、健康・保健衛生の総合的な取組みを進めます。
- 8 相談支援体制の強化や民間団体との連携等により心の健康の保持を促進します。
- 9 医師会や厚生連滑川病院と連携し、地域において安心して医療を受けられる体制を確保します。
- 10 人権教育や異なる文化・言語に触れる機会の提供を通じ、あらゆる差別・偏見をなくし、互いの個性を認め合いながら支え合うまちづくりを進めます。

～まちが元気～

政策④ 安全・安心な暮らしを守るまちづくり

- 1 大規模な自然災害等に備えるため、平時から、施設整備等による被害軽減や緊急時の行政機能・社会活動の維持に向けた対策を講じるとともに、市民の「自助」「共助」の意識の浸透を図り、強靱な地域づくりを進めます。
- 2 防火意識の啓発により、低い出火率を維持するほか、消防団員の確保や設備整備等により消防力を強化します。
- 3 交通安全運動等の啓発活動や交通安全施設の整備を推進し、交通事故の減少を目指します。
- 4 特殊詐欺の防止や犯罪のない社会に向けた地域ぐるみでの取り組みや、防犯環境の整備を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。

政策⑤ 暮らしを支える都市基盤が充実するまちづくり

- 1 コミュニティバスの利便性の向上に取り組むほか、交通事業者との連携による利用環境の整備・利用促進に取り組むことで、公共交通の維持・充実を図ります。
- 2 身近な生活道路の維持と障がい者・高齢者等の利用にも配慮した整備を行うとともに、市の産業、経済の発展に繋がる広域的な道路網の整備が図られるよう努めます。
- 3 良質な水道水を安定供給するため、計画的に管路の更新・耐震化を行います。
- 4 下水道未整備地区の解消に向けた整備を進めるとともに、下水道区域外では合併処理浄化槽の整備を促進し、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図ります。
- 5 社会情勢の変化を見据えつつ、都市計画のもとに施策間の連携を図りながら、人が集い住み続けられるまちづくりを推進するため、中心市街地の整備や空き家の利活用、バリアフリー改修の支援等により居住・生活環境の整備を図るとともに、Uターンの促進に取り組むことにより定住施策を推進します。

政策⑥ 豊かな自然と共生するまちづくり

- 1 幅広い世代が気軽にレクリエーションや健康づくりを行えるよう公園の維持管理に努めるとともに、再整備による新たな魅力の創出に取り組みます。
- 2 市民や事業者との協働により、花と緑にあふれるまちづくりを進めます。
- 3 低炭素・循環型・自然共生社会の実現に向けて、廃棄物削減に向けた取組みや再生可能エネルギーの利活用に向けた取組みを推進するとともに、環境教育や啓発活動に取り組みます。
- 4 環境教育や自然に親しみ活用する行事を通じ、自然環境を保全する意識を醸成し、滑川の良好な大地と水循環を将来に引き継ぎます。

政策⑦ 市民と時代のニーズに応える行財政運営

- 1 行政と市民や団体、事業者、高等教育機関など多様な活動主体が相互に連携・協力し地域課題の解決を目指す協働・共創のまちづくりを進めます。
- 2 幅広い分野でのボランティアの活用を推進する体制の整備を図ります。
- 3 社会保障費の増大や既存の公共施設の維持管理等で多額の財政需要が見込まれることから、公共施設の長寿命化や統合・複合化などを進めるとともに、行政評価に基づく計画的な行財政運営に取り組みます。
- 4 柔軟な組織運営や人材育成の強化により組織の機能を高めるとともに、ICTの活用により、事務の効率化と住民サービスの向上を図るスマート自治体への転換に取り組みます。
- 5 多様な媒体を効果的に活用し、市政に関する情報を分かりやすく的確に提供するとともに、市民の意見を市政に反映するため、幅広い広聴活動を展開します。

～産業が元気～

政策⑧ 賑わいと活力にあふれる産業を実現するまちづくり

- 1 農地の集約化や基盤整備を推進し、農地の維持向上を図ります。
- 2 農業用機械の導入支援やスマート農業を推進し、農業経営環境の安定化を図るとともに、担い手の育成・確保を進めます。
- 3 中山間地域における鳥獣被害防止対策を推進し、農作物被害の低減や耕作放棄地の発生防止を図ります。
- 4 地産地消を推奨するとともに、園芸作物の生産拡大・ブランド化の取組みを進めます。
- 5 豊かな水源の涵養や、土砂災害の防止など様々な機能を持つ森林の維持を図るため、適正な管理を行うとともに、木材の利用促進を図ります。
- 6 市のPRにも大きな役割を果たすホタルイカの安定した漁獲を支援するため、設備整備を行うとともに、急速冷凍ホタルイカの活用等により滑川産ホタルイカの価値を高め、漁業所得の向上を図ります。
- 7 漁業経営の安定化を目指し、ホタルイカ以外の地場産水産資源の安定的確保に向けた取組みを検討します。
- 8 漁港周辺エリアの活性化を推進します。
- 9 インターネット販売や消費動向の変化など、消費者ニーズに対応した店舗づくりを推進するとともに、商工会議所や金融機関等と連携した創業支援を行い、まちの賑わいづくりを進めます。
- 10 設備投資の支援やさらなる企業誘致に取り組むことで、人口1人当たりの製造品出荷額等が県内1位を維持する工業のさらなる振興を図るとともに、新たな時代のニーズに対応した産業の誘致に取り組みます。
- 11 伝統的な産業である薬業の継承に向けた関係団体の取組みを支援するとともに、医薬品製造の拡大を図るため、事業者への支援を推進します。
- 12 設備投資等の支援や関係機関との連携により多様な雇用機会の創出を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、事業者の働き方改革への取組みを促進します。

政策⑨ 地域の魅力を活かしたまちづくり

- 1 積極的なプロモーションや広域的な連携による観光商品の提案、受入体制の強化によりインバウンド等による観光客誘致を促進します。
- 2 地域の観光資源を活かしたイベント等の開催を支援し、交流人口の拡大に取り組めます。
- 3 海洋深層水や海産物・農産物をはじめ地域の自然や歴史・文化などの地域資源を活かし、新たな商品・サービス・雇用が創出されるなど、地域経済の活性化に向けた新たな取組みを支援するとともに、積極的なPR活動や姉妹都市との経済的な交流活動を促進します。



海洋深層水トマトの栽培



ほたるいか海上観光

第4章 計画の推進体制

1 計画の基本姿勢

(1) 市民参画

まちづくりに対する課題や目標を共有するため、市民から幅広く意見を聴き、計画への反映に努めます。

(2) 多様な活動主体との連携・協働による計画の推進

高度化・多様化する行政ニーズに対応し、市民や団体、事業者をはじめとする多様な活動主体と行政との協働によるまちづくりを推進していくため、各施策に「協働の視点」を設け、連携・協働のもと計画の達成を目指します。

(3) 成果志向型の目標設定

各施策について、「活動（どれだけ行政サービスを提供したか）」より、「成果（施策の目的がどれだけ達成されたか）」を重視した目標設定を行うことで、効果的・効率的な施策の推進を図ります。

(4) SDGsとの整合

総合計画の施策体系をSDGsの17の目標の視点から、本市の実情に合わせて整理し、推進することで、目標の達成を目指します。

2 計画の進捗管理

(1) PDCAサイクルによる計画の推進

本計画を実効性のあるものとするため、基本計画、実施計画に適切な成果指標・活動指標を設定し、進捗状況を評価する「行政評価」と評価結果に基づく「予算編成」を連動させることで、PDCAサイクルの中で、事業の「選択と集中」による適正な資源配分を行い、効果的・効率的に計画の推進を図ります。

(2) 総合計画審議会における毎年度の進捗管理

公募の市民や外部有識者等で構成する「滑川市総合計画審議会」を設置し、様々な視点から意見や提言等をいただきながら、計画を推進していく上で必要な事項について審議を行います。

(3) 計画の見直し

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの計画期間となる後期基本計画は、令和7（2025）年度中に策定します。

また、前期基本計画の計画期間中においても、社会経済状況の変化や、新たな行政課題等に機敏に対応していくため、必要に応じて基本計画の見直しを行います。



子どもサミット



子ども図書館



ほたるいかマラソン